

居宅サービスを行う指定居宅支援事業者
(平成15年4月1日現在)

事業所名	電話番号	ファクス番号	サービス	
(株)虹の街秋田営業所	(831)5652	(831)5776	身体介護 家事援助	
南寿園ホームヘルパーステーション	(829)0700	(829)0666		
*松寿会指定訪問介護事業所	(828)7856	(828)7863		
*リンデンバウムいずみホームヘルパーステーション	(896)5880	(896)5852		
*南通ホームヘルパーステーション	(884)1350	(884)1350		
*仁井田ホームヘルパーステーション	(889)9025	(829)1941		
*割山ホームヘルパーステーション	(883)1272	(823)9531		
*港北ホームヘルパーステーション	(816)0789	(857)4999		
光峰苑ホームヘルパーステーション	(868)1444	(868)2168		
*千秋苑ホームヘルパーステーション	(868)1355	(868)5333		
*ニコニコヘルパーセンター	(873)7158	(873)4786		
大平荘ホームヘルパーステーション	(838)2338	(838)2360		
川口ホームヘルパーステーション	(832)2327	(836)7720	身体介護 家事援助 移動介護	
在宅介護サービスステーションたんぼぼ	(866)0888	(865)7378		
幸楽園訪問介護ステーション	(870)2226	(870)2228		
*訪問介護いずみ	(866)3808	(866)3701		
*ホームヘルパーステーションほくと	(873)7801	(873)7805	給食・入浴・送迎サービス	
*市社協ホームヘルパー事業所	(862)7929	(863)6068		
身体障害者デイサービスほくと	(873)7801	(873)7805		
身体障害者療護センターほくと短期入所事業所	(873)7801	(873)7805	宿泊を伴うもの	
秋田ワークセンター	(831)8010	(831)8009		
秋田県身体障害者更生訓練センター短期入所事業所	(863)4471	(863)2393		
(株)虹の街秋田営業所	(831)5652	(831)5776	身体介護 家事援助	
松寿会指定訪問介護事業所	(828)7856	(828)7863		
リンデンバウムいずみホームヘルパーステーション	(896)5880	(896)5852		
南通ホームヘルパーステーション	(884)1350	(884)1350		
仁井田ホームヘルパーステーション	(889)9025	(829)1941		
割山ホームヘルパーステーション	(883)1272	(823)9531		
港北ホームヘルパーステーション	(816)0789	(857)4999		
ホームヘルパーステーションほくと	(873)7801	(873)7805		
市社協ホームヘルパー事業所	(862)7929	(863)6068		
ウエルビューいずみデイサービスセンター	(896)6277	(896)6482		給食 送迎サービス
デイサービスセンターふきのとう	(837)1320	(837)5730		
杉の木園短期入所事業所	(827)2310	(827)2311		日中受入
ウエルビューいずみ通所センター	(896)6277	(896)6482		
秋田県太平療育園	(863)3451	(863)2045	日中受入 ・宿泊を伴うもの	
竹生寮	(834)2577	(834)2219		
柳田新生寮	(835)3371	(835)3219		
知的障害者授産施設 小又の里	(870)2361	(870)2372		
秋田県高清水園短期入所事業所	(829)3577	(829)3578	地域生活援助	
グループホーム 結	(889)8360	(889)8361		
竹飛歩	(827)2310	(827)2311		
ささこやま	(835)3371	(835)3219	身体介護 家事援助	
(株)虹の街秋田営業所	(831)5652	(831)5776		
松寿会指定訪問介護事業所	(828)7856	(828)7863		
南通ホームヘルパーステーション	(884)1350	(884)1350		
仁井田ホームヘルパーステーション	(889)9025	(829)1941		
割山ホームヘルパーステーション	(883)1272	(823)9531		
港北ホームヘルパーステーション	(816)0789	(857)4999		
ホームヘルパーステーションほくと	(873)7801	(873)7805		
市社協ホームヘルパー事業所	(862)7929	(863)6068		
秋田県太平療育園	(863)3451	(863)2045		日中受入 ・宿泊を伴うもの
身体障害者療護センターほくと短期入所事業所	(873)7801	(873)7805		
竹生寮	(834)2577	(834)2219		
柳田新生寮	(835)3371	(835)3219		
若竹学園	(832)3484	(831)5363	知的障害者授産施設 小又の里	
知的障害者授産施設 小又の里	(870)2361	(870)2372		
秋田県高清水園短期入所事業所	(829)3577	(829)3578		

*の事業所は、全身性障害者への日常生活支援サービスも行います。

居宅サービス	施設サービス ()内は市内の施設
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者更生施設 (秋田県身体障害者更生訓練センター) ・身体障害者療護施設 (療護センターほくと) ・身体障害者授産施設 (秋田ワークセンター、緑光苑) 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者更生施設 (竹生寮、柳田新生寮、高清水園、杉の木園、ユートピアやまぼと) ・知的障害者授産施設(小又の里、明成園、ウエルビューいずみ通所センター) ・知的障害者通所施設 ・心身障害者福祉協会が設置する福祉施設
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者居宅介護 (ホームヘルプサービス) ・身体障害者居宅介護 (ホームヘルプサービス) ・身体障害者短期入所 (ショートステイ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者居宅介護 (知的障害者居宅介護) ・知的障害者短期入所 (知的障害者短期入所(ショートステイ)) ・知的障害者地域生活援助(グループホーム)
<ul style="list-style-type: none"> ・児童居宅介護 (ホームヘルプサービス) ・児童短期入所 (児童短期入所(ショートステイ)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児関係

*視覚障害者のガイドヘルプサービスは、身体障害者居宅介護に含まれます。

*知的障害者・障害児の日中受け入れは知的障害者・障害児の短期入所に含まれます。

支援費制度の対象施設と事業

支援費制度の対象となるサービスは、左ページの表のとおりで、施設サービスと居宅サービスに大きく分けられます。

ホームヘルプサービスや
デイサービス、
施設入所などが対象

す。居宅サービスを行う市内の指定事業者は、左の一覧表をご覧ください。なお、日常生活用具の給付など、支援費制度の対象とならないサービスは、これまでと同様に利用することができます。



身体障害者の授産施設「秋田ワークセンター」で

「支援費制度」が始まりました

利用するサービスを自分で選択します

この四月から、「支援費制度」という新しい制度がスタートしました。この制度は、障害のあるかたが、サービスを提供する事業者や施設を自分で自由に選び、契約を結んでサービスを利用するものです。

対象となるのは、身体障害者手帳をお持ちの身体障害児者、または知的障害児者です。ただし、介護保険制度の対象になるかたは、原則として介護保険制度のサービスを利用することになります。

サービス利用の流れ

支援費制度でサービスを利用するためには、市に支援費支給の申請をして、支給決定を受ける必要があります。

- 情報収集 相談
- 支援費の支給申請
- 不審査 支給決定
- 受給者証の交付
- 利用の申し込みと契約
- サービスの利用
- 利用者負担額の支払い
- 支援費の請求・支払い

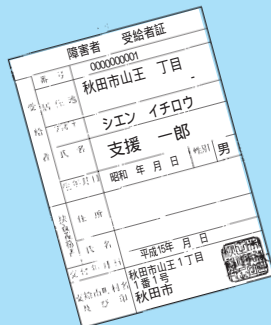
まずは、どのようなサービスがあり、どのような組み合わせで利用すればよいのか、利用者負担額はどのくらいになるのかなどの情報を集めたり、市の窓口や左ページの問い合わせ先に相談してみよう。

サービスの利用を希望するかたは、市に申請書を提出します。医師の診断書などが必要になる場合もあります。申請は、ご家族や障害者生活支援センターのかたなど、代理のかたでも可能です。

市は、障害のあるかたやご家族から、障害の状況や利用の意向、生活環境などをお聞きし、支援費の支給と本人または扶養義務者の利用者負担額などを決定します。居宅サービスの利用者負担額は、左ページの表を参照。施設サービスの利用者負担額についてはお問い合わせください。

市から受給者証が交付されます。受給者証には、支援の種類、支給期間、利用者負担額のほか、居宅サービスの場合には支給量、施設サービスの場合には障害程度区分などが記載されます。

サービスの利用者が、自分で事業者・施設を決めて、受給者証を提示し、サービス内容を確認したうえで、利用に関する契約を結びます。



サービスの利用者は、受給者証に記載された利用者負担額を事業者・施設に直接支払います。

事業者・施設は、提供したサービスについての支援費を市に請求します。市は、審査後に支給額を確定し、事業者・施設に支援費を支払います。事業者・施設は利用者による内容を通知します。

居宅サービスの利用者負担額

階層	税額などによる区分	1か月の上限額	負担基準額 (単位:円)			
			居宅介護30分	デイサービス1日	短期入所1日	
A	生活保護受給者	0	0	0	0	
B	市民税非課税者	0	0	0	0	
C1	市民税課税者 均等割のみ課税者	1,100	50	100	100	
C2	所得割課税者	1,600	100	200	200	
D1	所得税課税者(A・B階層を除く) 所得税課税者	30,000円以下	2,200	150	300	300
D2		30,001円以上80,000円以下	3,300	200	400	400
D3		80,001円以上140,000円以下	4,600	250	500	600
D4		140,001円以上280,000円以下	7,200	300	700	1,000
D5		280,001円以上500,000円以下	10,300	400	1,000	1,400
D6		500,001円以上800,000円以下	13,500	500	1,300	1,800
D7		800,001円以上1,160,000円以下	17,100	600	1,700	2,300
D8		1,160,001円以上1,650,000円以下	21,200	800	2,100	2,800
D9		1,650,001円以上2,260,000円以下	25,700	1,000	2,500	3,400
D10		2,260,001円以上3,000,000円以下	30,600	1,200	3,000	4,100
D11		3,000,001円以上3,960,000円以下	35,900	1,400	3,500	4,800
D12		3,960,001円以上5,030,000円以下	41,600	1,600	4,000	5,500
D13		5,030,001円以上6,270,000円以下	47,800	1,900	4,600	6,400
D14		6,270,001円以上	支援費基準額	支援費基準額	支援費基準額	支援費基準額